



妊婦のための支援給付 妊婦等包括相談支援事業のご案内

幕別町では、令和7年4月から「妊婦のための支援給付・妊娠等包括相談支援事業」を実施しています。

この事業は、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与すること、また妊娠時から出産・子育てまで一貫してすべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施することで必要な支援につなぎ、包括的に子育て家庭を支援するものです。

対象者

次の①～②の両方にあてはまる方が対象となります。

- ① 申請日時点において幕別町に住所を有する方
- ② 令和7年4月1日以降に出産予定の妊婦の方

- ※1 他の市区町村で給付金を受けている場合は、既に受けた分の給付金を除いて支給します。
- ※2 流産・死産等の場合でも、医師の証明書等により給付金の対象となる場合があります。

申請方法

【1回目の申請】医療機関等で妊娠の診断を受けた後、幕別町に妊娠の届出をした際に「妊婦給付認定申請書」を提出します。

【2回目の申請】出産後の新生児訪問の際に「胎児の数の届出書」を提出します。
※出産予定日の8週間前の日以降から申請ができますので、ご希望の方は「胎児の数の届出書」を郵送しますので、ご連絡ください。

給付額

1回目の給付金：妊婦一人につき5万円（口座振込）

2回目の給付金：胎児の数×5万円（口座振込）

問い合わせ先

妊婦のための支援給付に関すること

こども課こども支援係

☎0155-54-6621

妊娠等包括相談支援に関すること

保健課おやこ保健係

☎0155-54-3811